

5. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 生活排水処理状況

本市の平成 29 年度末の汚水処理人口普及率※（汚水処理人口／行政人口）は 86.4%で、全国の 90.4%（平成 28 年度末）、中核市の 92.8%（平成 28 年度末）を下回り、他都市と比べ、生活排水を未処理のまま放流している割合が高い状況にある。

平成 29 年度の生活排水処理人口の処理形態別の割合は、下水道が 62%、合併処理浄化槽が 24%を占めるが、単独処理浄化槽も 12%存在する。

処理形態別の処理人口を 5 年前の前計画策定時の平成 24 年度と比較すると、下水道人口が 9,927 人、合併処理浄化槽人口が 8,820 人増加しているのに対し、単独処理浄化槽人口は 15,665 人、し尿収集人口は 6,328 人、自家処理人口は 469 人減少し、単独処理浄化槽及び非水洗から下水道及び合併処理浄化槽への移行が進行している。

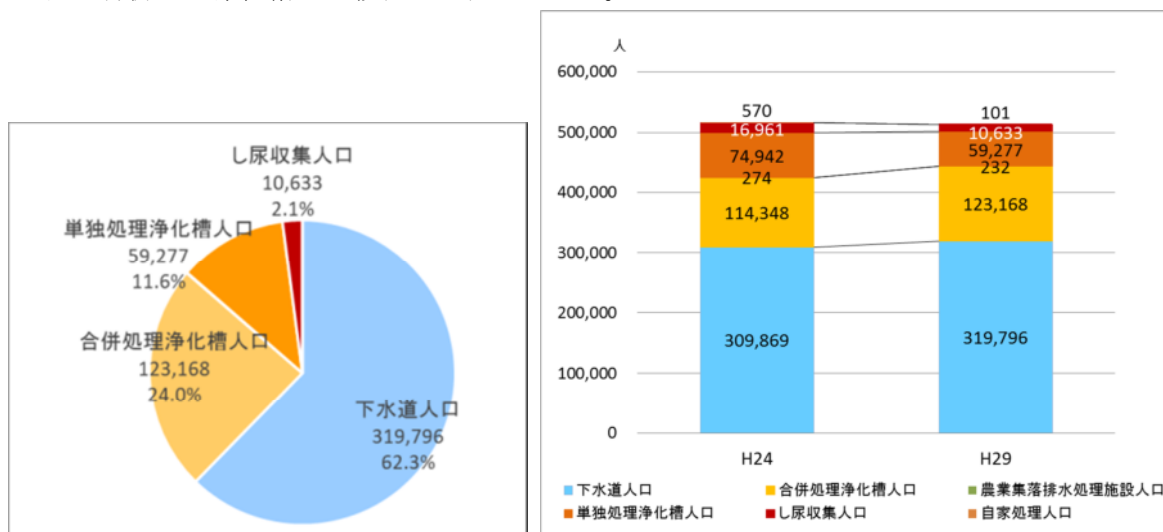


図 2-17 生活排水処理人口の処理形態別割合と推移

※汚水処理人口普及率：総人口のうち、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の処理区域内の人口の割合

第2章 生活排水対策推進計画策定地域の概要

(2) 公共下水道

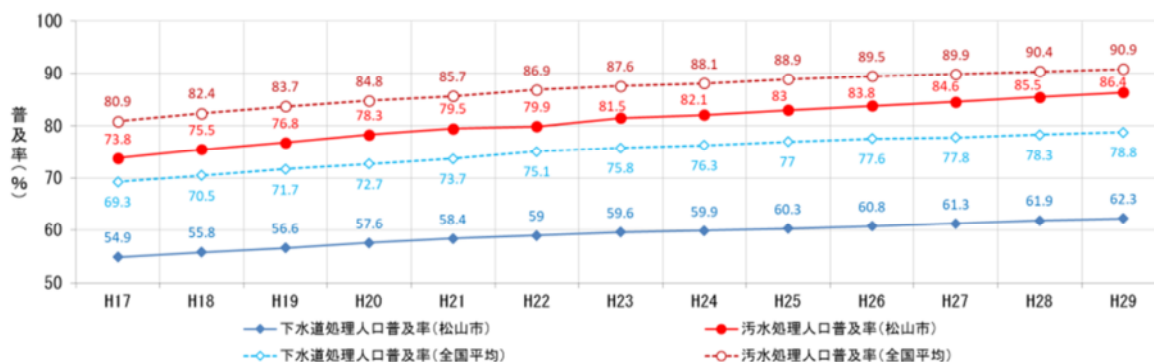
本市の公共下水道は、中央、西部、北部、北条、上野の5つの処理区で事業を展開しており、平成29年度末の処理面積は5,027.1ha、処理人口は319,796人、普及率（整備人口ベース）は62.3%となっている。

下水道の事業計画面積に対する進捗状況は78.3%（平成29年度末）で、処理区ごとでは中央処理区88.9%、西部処理区63.6%、北部処理区74.5%、北条処理区（特定環境保全公共下水道を含む）76.2%、上野処理区0.0%となっている。

表2-1 下水道整備状況(平成29年度末)

計 画 及 び 実 績		中央処理区	西部処理区	北部処理区	北条処理区	特環公共 【浅海地区】	上野処理区	合計
全 体 計 画	処 理 面 積 (ha)	4,194.1	2,436.3	1,067.4	979.4	46.6	5.1	8,728.9
	処 理 人 口 (人)	256,200	135,000	34,200	22,280	720	331	448,731
	処 理 水 量 (日 最 大 m ³ / 日)	152,520	66,280	20,580	10,300	330	114	250,124
都 市 計 画 決 定 区 域 (ha)		3,316	2,174	714	656	—	5	6,865
事 業 計 画	処 理 面 積 (ha)	3,204.0	2,079.2	398.1	687.3	46.6	5.1	6,420.3
	処 理 人 口	233,560	125,790	16,150	18,820	870	338	395,528
	処 理 水 量 (日 最 大 m ³ / 日)	142,140	61,580	7,860	9,010	390	116	221,096
	処 理 能 力 (日 最 大 m ³ / 日)	148,910	68,300	11,400	13,000	—	—	241,610
	供 用 開 始 年 度	S37.7.10	H4.5.7	H17.10.17	S63.3.31	H7.6.1	—	—
H 2 9 年 実 績	処 理 面 積 (ha)	2,848.5	1,323.2	296.4	523.8	35.2	0.0	5,027.1
	処 理 人 口 (人)	208,773	81,365	10,708	18,221	729	0	319,796
	処 理 能 力 (m ³ / 日)	158,535	43,250	8,000	13,000	—	0	222,785

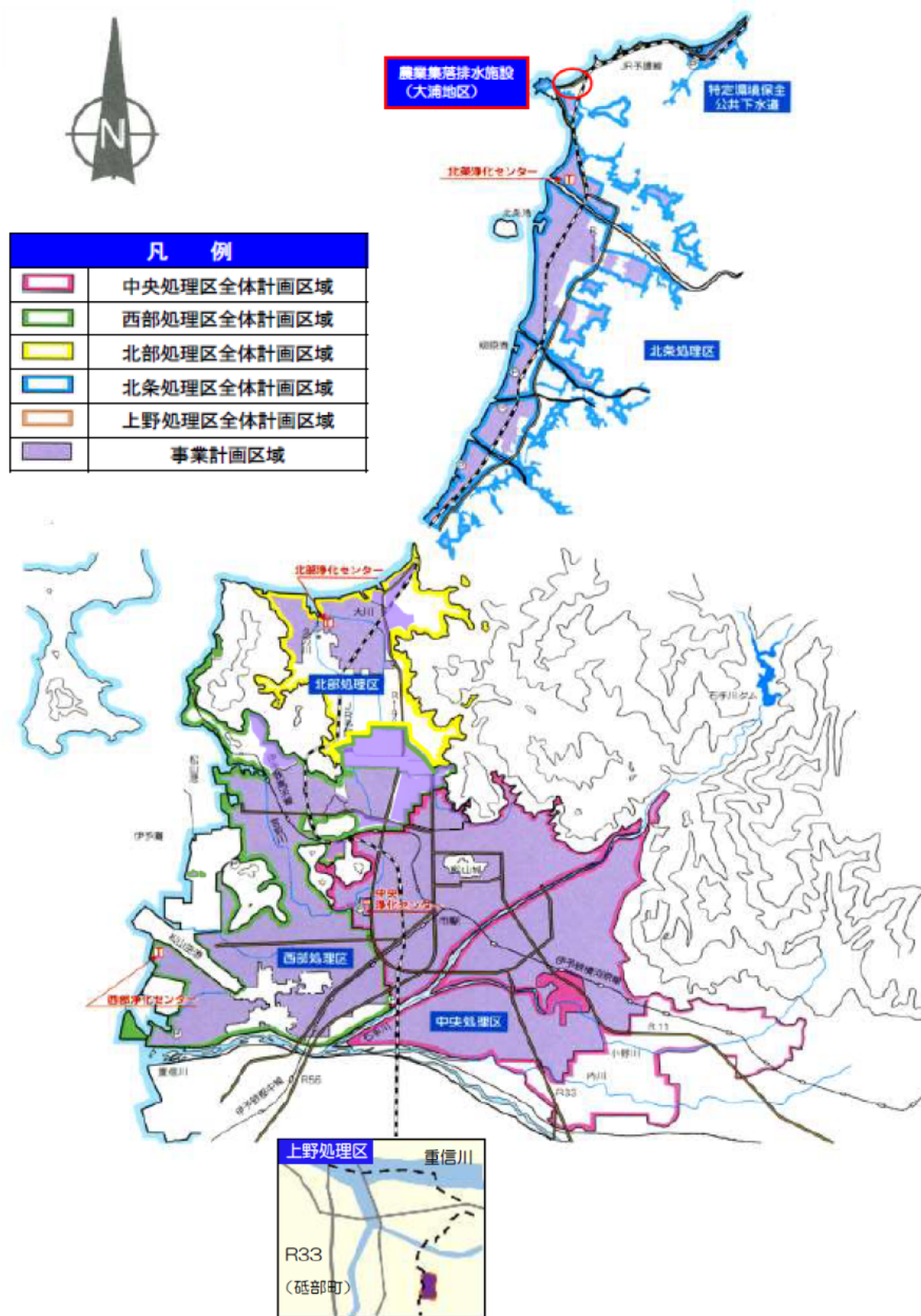
資料：松山市下水道政策課



国土交通省、松山市下水道政策課

図2-18 普及率の推移

第2章 生活排水対策推進計画策定地域の概要



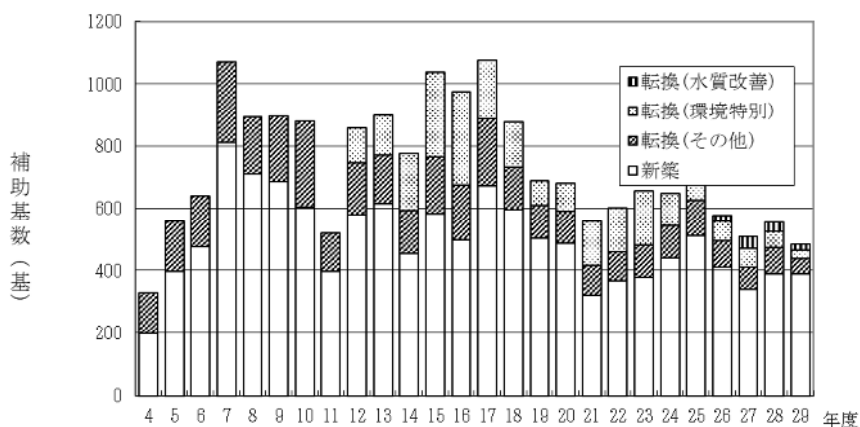
資料: 松山市下水道政策課

図 2-19 公共下水道計画図

第2章 生活排水対策推進計画策定地域の概要

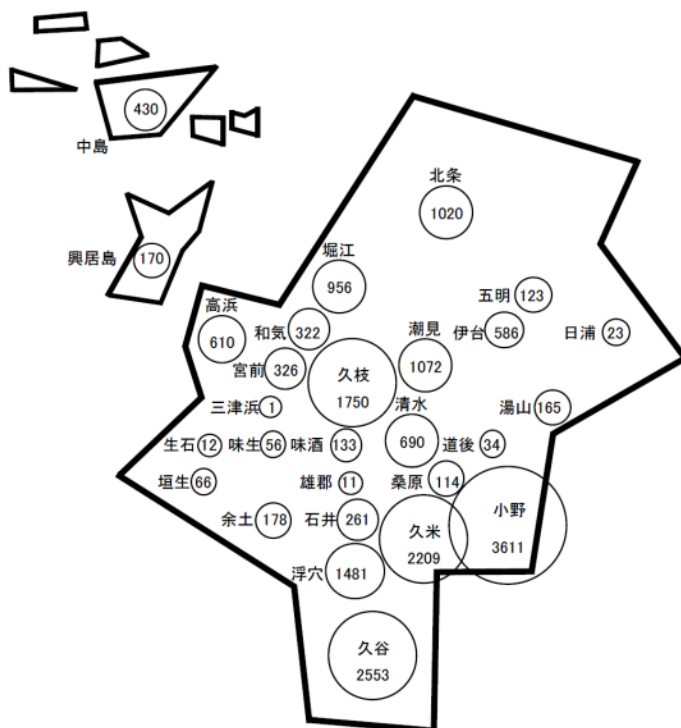
(3) 合併処理浄化槽

本市では、平成4年度から合併処理浄化槽設置整備事業を開始し、数回にわたり上乗せ補助を実施してきた。平成26年度からは、水質汚濁が著しい河川流域から優先して整備を行う水質改善優先整備地区を設定し、合併処理浄化槽への転換を推進するなど、平成29年度までの合併処理浄化槽の補助累計基数は18,963基に上っている。



資料:松山市環境指導課

図2-20 合併処理浄化槽補助基数(年度別)



注: H4~H29 の合計 資料:松山市環境指導課

図2-21 合併処理浄化槽補助基数(地区別)

第2章 生活排水対策推進計画策定地域の概要

合併処理浄化槽の補助金制度

【合併処理浄化槽の設置費補助金制度】

本市では、公共下水道事業計画区域外又は、同区域内でも下水道整備に時間を要する地域等市の指定する地域において、合併処理浄化槽（トイレ・台所・風呂等の生活排水全てを処理する浄化槽）を設置する場合に設置費の一部を補助している。

水質の改善が進んでいない久万川の流域を対象に、水質改善優先整備地区を設け期間限定で補助額を増額している（安城寺町、鴨川三丁目、久万ノ台、高木町、問屋町、西長戸町、東長戸一～四丁目、船ヶ谷町のうち補助対象となる地域での転換が対象）。なお、補助区分「水質改善優先整備」は平成 30 年度までの期間限定となっている。

表 2-2 平成 30 年度 松山市浄化槽設置整備事業補助金額

人槽	補助限度額（円／基）		
	新築	転換	
		環境特別もしくは 水質改善	その他
	環境配慮型浄化槽		
	※超高度処理型に限る	10 人槽以下は高度処理型	
5～6	150,000 円	600,000 円	444,000 円
7～8		700,000 円	486,000 円
9～10		900,000 円	576,000 円
11 ～ 15		1,200,000 円	
16 ～ 20		1,600,000 円	
21 ～ 25		2,000,000 円	
26 ～ 30		2,200,000 円	
31 ～ 40		2,600,000 円	
41 ～ 50		2,900,000 円	
51 ～200		3,600,000 円	

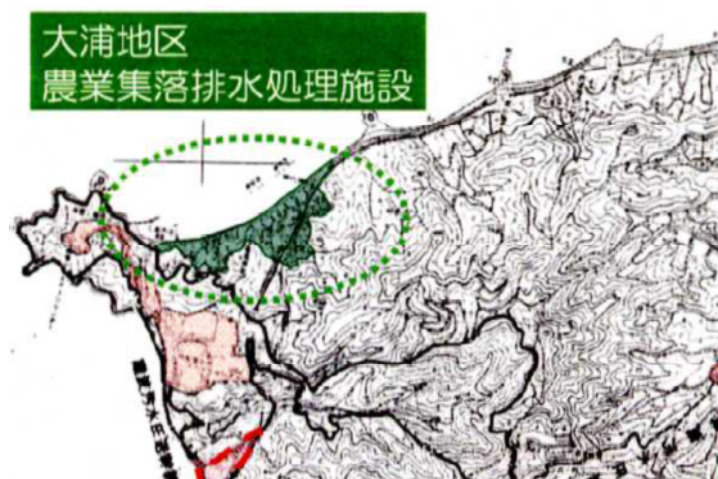
【合併処理浄化槽の維持管理費補助金制度】

公共下水道が整備されていない地域で、10 人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している（法定検査、保守点検、清掃を適正に行っている）場合、年度ごとに浄化槽 1 基当たり 1 万円を補助している。

第2章 生活排水対策推進計画策定地域の概要

（４）農業集落排水処理施設

大浦では農業集落排水処理施設が整備され、昭和 60 年度から供用を開始している。全体計画の処理面積は 17.9ha、処理人口は 450 人、処理水量は 126 m³/日だが、平成 29 年度の現在の処理区域内人口は 232 人、普及率は 100%となっている。



資料：松山市. 小規模下水道平面図(部分)

図 2-22 農業集落排水処理施設位置図